

25建企第629号
平成26年3月26日

(一社) 長崎県建設業協会
(一社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(一社) 長崎県ほ装協会
(一社) 長崎県工務店連合会
(一社) 長崎県管工事協会
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県斜面安定技術協会
(一社) 長崎県のり面協会
(社) 長崎県下水道建設業協会

会長 様

長崎県土木部長



長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領の一部改正について

このことについて、表現の統一を図るため一部改正しましたので通知します。

記

1. 改正内容

取扱要領の9について以下のとおり改正する。(新旧対照表参照)

9. 県外企業と県内企業の双方が代表構成員となり得る場合のその他構成員の出資比率

この場合のその他構成員の出資比率は以下によるものとする。

- (1) 2企業構成の場合は、原則として45%以上とする。
- (2) 3企業構成の場合は、原則として25%以上とする。

2. 適用

平成26年4月1日から適用する。

長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領

平成6年8月29日 6監第171号
最終改正 平成26年3月26日 25建企第629号

1. 目的

県内建設業者の技術の向上のため、共同請負施工により、県内建設業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的とする。

2. 特定建設工事共同企業体の性格

工事ごとに結成する共同企業体を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

3. 共同企業体に発注できる建設工事

共同企業体に発注できる建設工事は、共同請負方式によることが適当と判断されるものであって、次のとおりとする。

(1) 県外企業と県内企業との組み合わせによる共同企業体に発注できる工事は、大規模かつ技術的に高度なもので、県内業者のみでは施工困難な工事とする。

(2) 県内業者同士の組み合わせによる共同企業体に発注できる工事は、県内業者の技術力で施工可能な工事で、大規模な工事とする。

(3) 共同企業体に発注できる大規模な工事とは、原則として次の基準による。

- ・土木一式工事 3億円程度以上のもの
- ・建築一式工事 2億円程度以上のもの
- ・設備工事 1億円程度以上のもの

4. 共同企業体の構成企業数

2ないし3企業とする。

5. 構成員の組み合わせ

原則として、次の組み合わせとする。

(イ) 県外企業と県内企業との組み合わせ

(ロ) 県内企業同士の組み合わせ

6. 共同企業体構成員の資格

工事ごとに定める資格要件を満たす者であること。

7. 共同企業体の出資比率

出資比率の1構成員あたりの最小限度基準は、次のとおりとする。

(1) 2企業構成の場合 30%以上

(2) 3企業構成の場合 20%以上

8. 県外企業と県内企業との組み合わせによる場合の出資比率

県外企業と県内企業との出資比率は、50：50を目標とするが、県内企業の出資比率は以下によるものとする。

(1) 2企業構成の場合、代表構成員が県外企業で構成員が県内企業の組合せによる県内企業の出資比率は原則として45%以上とする。

(2) 3企業構成の場合、代表構成員が県外企業で構成員が県内企業の組合せによる県内企業の出資比率は原則として25%以上とする。

9. 県外企業と県内企業の双方が代表構成員となり得る場合のその他構成員の出資比率

この場合のその他構成員の出資比率は以下によるものとする。

(1) 2企業構成の場合は、原則として45%以上とする。

(2) 3企業構成の場合は、原則として25%以上とする。

10. 代表構成員の選定とその出資比率

代表構成員は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。

また、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。

11. 共同企業体結成の方法

自主結成とする。

12. 共同企業体の届出

共同企業体の結成後、共同企業体の代表構成員は、別に定める他、次の書面を発注者に提出するものとする。

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式1）の写し

13. 共同企業体の資格審査

共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

14. 共同企業体との契約等

共同企業体との請負契約は、当該共同企業体を構成する全ての構成員との間で締結し、工事の監督、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の支払い、発注者の指示等は、当該共同企業体の代表構成員に行うものとし、その行為は、他の全ての構成員に行ったものとみなす。

15. その他

この要領に定めのない事項については、競争参加資格委員会において定める。

附 則

1 この取扱要領は、平成6年9月1日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

2 この取扱要領は、平成14年6月17日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

3 この取扱要領は、平成16年4月27日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

4 この取扱要領は、平成17年4月1日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

5 この取扱要領は、平成21年7月1日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

6 この取扱要領は、平成22年4月1日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

7 この取扱要領は、平成26年4月1日から適用し、従前の取扱要領は廃止する。

(様式1)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事業所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札（電子入札に限る。）、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第17条の2 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

代表構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

「長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領」新旧対照表

H 2 6 年 3 月 2 6 日改正

改 正	改 正 後
9. 県外企業と県内企業の双方が代表構成員としての競争参加資格を設定する場合 代表構成員に県外企業と県内企業の双方の競争参加資格を設定している場合の「出資比率」については下記によるものとする。 (1) 2 企業構成の場合は、「最小限度 4 5 %」。 (2) 3 企業構成の場合は、「最小限度 2 5 %」	9. 県外企業と県内企業の双方が代表構成員となり得る場合の<u>その他の構成員の出資比率</u> <u>この場合のその他の構成員の出資比率は以下によるものとする。</u> <u>(1) 2 企業構成の場合は、原則として 4 5 % 以上とする。</u> <u>(2) 3 企業構成の場合は、原則として 2 5 % 以上とする。</u>